

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 6 年(2024 年) 7 月 31 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-7 ORE 札幌ビル 7 階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課がん・たばこ対策担当係
電話(011)211-3513

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市がん検診受診勧奨 WEB 広告制作及び運用業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 1 月 17 日まで

(4) 履行場所

上記 1 に同じ

(5) 入札方法

総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 事務所（本店・支店）等が札幌市内にあること。
- (3) 令和 4 年～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類「大分類：一般サービス業」の「中分類：広告業」に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

上記 1 の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページ (<https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/keiyakujocho/ippankyoso/gankenshin-web-kokoku2024.html>) から入手が可能である。

なお、上記 1 の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 入札の日時及び場所

令和 6 年 8 月 13 日（火）10 時 00 分

札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 - 7 0RE 札幌ビル 7 階

ウェルネス推進部事務室

(4) 開札

入札終了後直ちに上記（3）の場所にて行う。

(5) 入札書の提出方法

上記（3）の指定日時までに指定場所あて入札書等の必要書類を送付または持参すること。

※ 送付の場合は上記日時必着とする。

※ 持参する場合は、月曜日から金曜日（休日除く）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの時間に行うこと。

※ 本案件は紙入札で行うため、電子での参加申請は行わない。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当した時は、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 詳細は入札説明書による。